

条件反射制御法学会会則 現行規定と改正案の対照表

現行規定	改正案
<p>第5条(会員)</p> <p>会員は本学会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。</p>	<p>第5条(会員)</p> <p>1. 会員は本学会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。</p> <p>2. 退会するときは、その旨を本会事務局に届けること。ただし既納会費は返却しない。また連続して2年間会費を滞納した場合、自動的に会員資格を失うものとする。</p>
<p>第6条(理事)</p> <p>本学会の事業を運営するために理事15名以内及び監事2名をおく。理事長1名、副理事長2名及び事務局長を理事の中から選任する。</p> <p>理事は以下の任務を分掌する。</p> <p>1. 理事長は本学会を代表する。</p> <p>2. 副理事長は、理事長を補佐する。</p> <p>3. 事務局長は、本学会の運営のための事務的業務を司る。</p> <p>4. 理事は理事会を組織し、理事長を議長として本学会の会務に関する事項を決議し、執行する。理事会の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。理事は理事会に参加できないときには、委任状を提出することができる。緊急を要する場合は、書面、ファクシミリ、電子メールにより理事の意見を求めることができる。</p> <p>5. 理事は別に細則で定める選挙規定により</p>	<p>第6条(理事)</p> <p>1. 理事は当会選挙規定選挙規定に従って10名以上15名以内の者が選出される。任務は2年とし、再任を妨げない。任期中に欠員が出ても、補わない。</p> <p>2. 理事長は、理事間の話し合いにより理事の中から1名選任され、本学会を代表する。任期中に欠員が出れば、理事間の話し合いにより理事の中から1名を選任する。</p> <p>3. 副理事長は、理事間の話し合いにより理事の中から2名選任され、理事長を補佐する。任期中に欠員が出れば、理事間の話し合いにより補充し、2名にする。</p> <p>4. 事務局長は、理事間の話し合いにより理事の中から1名選任され、本学会の運営のための事務的業務を司る。任期中に欠員が出れば、理事間の話し合いにより理事の中から1名を選任する。</p>

<p>選出される。任務は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第7条（監事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監事は、会務・経理を監査する。 2. 監事は別に細則で定める選挙規定により選出される。任務は2年とし再任を妨げない。 <p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会則は、2012年2月より施行する。 2. 2018年4月1日より第2条事務局所在地を変更。 3. 2019年10月5日第八回学術集会総会において、理事及び監事選挙に関する規定を変更。 	<ol style="list-style-type: none"> 5. 理事長は理事会を集合してあるいはインターネットを通じた画面を用いて開催し、理事は理事会に参加し、理事長を議長として本学会の会務に関する事項を決議し、執行する。理事会の議事は出席理事の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。理事は理事会に参加できないときには、委任状を提出することができる。理事長は緊急を要する場合、理事会に代えて、書面、ファクシミリ、電子メールにより他の理事の意見を求めることができる。 <p>第7条（監事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監事は、当会選挙規定に従い、2名選出される。任期は2年とする。任期中に0名になったときに、当会選挙規定に従い2名選出される。 2. 監事は、会務・経理を監査する。 <p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施行日 2012年2月17日 2. 最終改正日 ○○○○○年○月○日
--	--